

平成29年度 第3四半期 指摘事項一覧（処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：東北電力(株)東通原子力発電所

作成責任者 統括原子力運転検査官 大場 國久

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成29年11月29日	山本、種市	原子力 品質保証室長	平成29年第3回保安検査の検査項目のうち、「マネジメントレビューの実施状況(本店検査)」を確認した結果、「平成29年度上期マネジメントレビューのインプット」において、女川原子力発電所及び東通原子力発電所における不適合の発生件数、不適合区分別件数、平成21年度以降の発生件数推移、要因別発生状況、発見から1年以内の処置の状況等が記載されているものの、その内容が状況説明に留まっているため、不適合の発生低減等の改善につなげるために、より一層のデータ分析を行うように指摘した。	平成29年12月8日	平成29年度上期マネジメントレビューのインプットにおいて、女川原子力発電所及び東通原子力発電所の不適合に関する項目が、状況の説明に留まっていたことを踏まえ、下期のマネジメントレビューのインプットからは、不適合のデータを含め、更なるデータの分析を行い、改善につながるよう課題を抽出していく。
					平成30年12月7日	平成30年度上期マネジメントレビューのインプットにおいて、7室部所のデータの実績、トレンド、変動幅、最大・最小・平均、ばらつき等比較して、課題及び対応方針を取り纏めていることを確認した。 不適合の発生低減や業務の改善に繋げるための更なる分析・評価の実施状況について、継続して確認していく。

平成29年度 第4四半期 指摘事項一覧（処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：東北電力(株)東通原子力発電所

作成責任者 統括原子力運転検査官 大場 國久

番号	指摘日	事務所担当者	事業者対応者	指摘(要旨)	事業者回答日	事業者の処置状況
1	平成30年3月2日	山本、種市	東通原子力発電所長	<p>平成29年第4回保安検査の検査項目のうち、「監視機器及び測定機器の管理の実施状況(抜き打ち検査)」を確認した結果、「測定機器の校正基準からの外れ等による影響評価報告書」(以下「影響評価報告書」という。))において、保安規定第3条7.6(3)「測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。」の要求事項に対して不十分であることが確認された。</p>	平成30年3月2日	<p>「測定機器の校正基準からの外れ等による影響評価報告書」の記載内容不十分については、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性の評価結果を明確に記録するよう改善を実施する。 あわせて、上記改善点について「原子力QMS 監視機器および測定機器の管理要領」へ反映を実施する。</p>
				<p>本件は、二次文書である「原子力QMS 監視機器および測定機器の管理要領」に基づき作成された「影響評価報告書」の一部において、それまでに測定した結果の妥当性評価が適切に記載されていなかったものであり、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合において、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性の評価を適切に実施し、記録するように注意事項として指摘した。</p>	平成30年12月7日	<p>影響評価で明確にしなければならない項目を再確認するとともに、留意事項を明確にして、「監視機器および測定機器の管理要領」を改正していることを確認した。 また、本指摘以降に行われている影響評価については、改正後の要領に従い実施していること、過去5年分の影響評価については、その評価内容を再確認し必要な補足評価やエビデンスを追加したことを確認した。 以上のことから、本指摘事項に対するフォローを完了する。</p>
2	平成30年3月2日	山本、種市	機械保修課長	<p>平成29年第4回保安検査の検査項目のうち、「監視機器及び測定機器の管理の実施状況(抜き打ち検査)」を確認した結果、一部の課において、測定機器の有効期限の管理及び保管管理が適切に行われていない状況が確認された。 本件について、計測機器の有効期限の管理及び保管管理を適切に実施するように気付きとして指摘した。</p>	平成30年3月2日	<p>本件については、測定機器の有効期限の管理および保管管理を適切に行うよう改善を実施する。 また、再発防止検討を行い、必要に応じ三次文書「工具管理手順書」の見直し、関係者への教育・周知等を行う。</p>
				<p>問題点を明確にし、手順書等に従い、計測器管理台帳の修正、校正月管理から有効期限日管理への変更、有効期限日ラベルの貼り付け、不適合事例集への追加等を実施したことを確認した。 以上のことから、本指摘事項に対するフォローを完了する。</p>	平成30年12月7日	

平成30年度 第2四半期 指摘事項一覧（処置結果追記分）

原子力事業所又は原子力施設名：東北電力(株)東通原子力発電所

作成責任者 統括原子力運転検査官 大場 國久

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成30年9月7日	種市、山本	機械係課長	<p>平成30年第2回保安検査の検査項目のうち、「保守管理等の実施状況」を確認した結果、保全の有効性評価により点検間隔を延長した非常用ディーゼル発電機の一部の設備において、点検結果(アズファウンドデータ)のみで延長が可能であると評価し、評価対象部位に想定される劣化事象に対する考慮が十分でなく、技術評価として不十分なものが確認された。</p> <p>本件については、改善するように気付きとして指摘した。</p>	平成30年9月7日	<p>今後実施する点検周期延長に関する技術評価については、設備の重要度を踏まえた情報の収集と、評価書(記録)の作成における記載の充実について、見直しを行っているところである。</p> <p>今般の指摘を踏まえ、点検周期延長に関する技術評価にあたっては、情報の収集と、評価書(記録)の充実について改善するとともに、過去実施した評価の再確認を計画的に行うこととする。</p>
					平成30年12月7日	<p>過去実施した評価の再確認について、「業務計画書」及び「点検間隔延長評価ガイド」を策定し、優先順位を定めて計画的に補足調査を実施していること、補足調査の終了した停止時安全管理機器については、評価結果の補足として設計情報(想定される劣化事象に対する設計上の考慮)、類似機器のベンチマーク情報等が追加されていることを確認した。</p> <p>なお、本指摘の改善状況については、補足調査が継続中であることから引き続き確認して行くこととした。</p>

平成30年度 第3四半期 指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名: 東北電力(株) 東通原子力発電所

作成責任者 統括原子力運転検査官 大場 國久

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘(要旨)	事業者 回答日	事業者の処置状況
1				なし		